

改正

昭和40年6月5日規則第28号

昭和42年6月6日規則第23号

昭和44年12月25日規則第60号

昭和48年6月1日規則第33号

昭和51年3月31日規則第21号

昭和51年5月17日規則第38号

昭和54年5月21日規則第20号

昭和56年3月31日規則第10号

昭和56年4月1日規則第15号

昭和57年5月17日規則第24号

昭和57年12月18日規則第64号

昭和58年3月31日規則第17号

昭和59年3月31日規則第11号

昭和60年6月10日規則第36号

昭和61年3月31日規則第9号

昭和61年3月31日規則第11号

平成元年1月9日規則第1号

平成元年1月20日規則第4号

平成3年3月29日規則第16号

平成5年5月24日規則第29号

平成10年3月31日規則第21号

平成10年11月6日規則第46号

平成12年3月21日規則第5号

平成17年3月31日規則第17号

平成18年3月20日規則第9号

平成19年3月30日規則第20号

平成23年3月25日規則第9号

平成24年 3 月30日規則第33号

平成28年 3 月31日規則第24号

平成30年 3 月23日規則第 3 号

吹田市都市公園条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、吹田市都市公園条例（昭和39年吹田市条例第23号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(公園の名称若しくは区域の変更又は廃止の公告)

第 2 条 条例第 3 条の規定により公告する事項は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

- (1) 公園の名称を変更する場合 公園の新旧の名称及び位置並びに変更の期日
- (2) 公園の区域を変更する場合 公園の名称、位置及び新旧の区域並びに変更の期日
- (3) 公園を廃止する場合 公園の名称及び位置並びに廃止の期日

(許可の申請)

第 3 条 制限行為、公園施設の設置若しくは管理若しくは占用の許可（以下「使用許可」という。）又はその内容の変更の許可の申請書及び条例第 8 条第 3 項又は第 9 条第 4 項の設計書等は、正副 2 部を提出しなければならない。

2 使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、許可の期間の満了後引き続き同一の内容の使用許可を受けようとするときは、許可の期間の満了する日の 5 日前までに、市長に申請しなければならない。この場合において、市長は、条例第 8 条第 3 項又は第 9 条第 4 項の設計書等の添付を省略させることができる。

(許可)

第 4 条 市長は、使用許可又はその内容の変更の許可をするときは、申請書の副本に必要な事項を記載して押印した許可証を申請者に交付する。

(許可の期間の上限)

第 5 条 条例第10条第 1 項の市長が定める期間は、次の各号に掲げる許可の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

- (1) 制限行為の許可 1 年以内
- (2) 公園施設の設置又は管理の許可 5 年以内

2 条例第10条第 2 項の市長が定める期間は、次の各号に掲げる占用物件の区分に応じ、当該各号

に定める期間とする。

- (1) 次号から第5号までに掲げる物件以外の物件 5年以内
 - (2) 郵便差出箱若しくは信書便差出箱又は公衆電話所 3年以内
 - (3) 都市公園法（昭和31年法律第79号。以下「法」という。）第7条第1項第5号に掲げる仮設工作物又は都市公園法施行令（昭和31年政令第290号。以下「令」という。）第12条第2項第9号に掲げる施設 6月以内
 - (4) 法第7条第1項第6号に掲げる仮設工作物、令第12条第2項第7号に掲げる工事用施設又は同項第8号に掲げる工事用材料の置場 3月以内
 - (5) 法第7条第2項に規定する社会福祉施設 10年以内
- 3 使用許可の内容の変更の許可をする場合における前2項の規定の適用に関し必要な事項は、市長が定める。

（届出）

第6条 条例第11条の届出は、届出に係る事実を証する書類を添えて行わなければならない。

- 2 使用者は、使用者又は保証人の氏名又は住所（法人にあつては、名称、所在地又は代表者の氏名）に変更があつたときは、速やかに、その事実を証する書類を添えて、市長に届け出なければならない。

（使用料の額）

第7条 条例第12条第1項の市長が定める額は、別表第1から別表第3までに定めるとおりとする。

- 2 使用料の額は、次に定めるところにより算定する。
- (1) 年を単位とする使用料の額を算定する場合において、許可の期間に1年未満の端数があるとき又は許可の期間が1年未満であるときは、月割計算により算定する。
 - (2) 月を単位とする使用料の額を算定する場合又は前号の場合において、許可の期間に1月未満の端数があるとき又は許可の期間が1月未満であるときは、これを1月として算定する。
 - (3) 平方メートル又はメートルを単位とする使用料の額を算定する場合において、使用許可の内容に1平方メートル若しくは1メートル未満の端数があるとき又は使用許可の内容が1平方メートル若しくは1メートル未満であるときは、これを1平方メートル又は1メートルとして算定する。
 - (4) 前3号の規定により計算した額に10円未満の端数があるとき又はその全額が10円未満であるときは、これを10円として算定する。
- 3 使用許可の内容の変更の許可を受けた場合の使用料の額は、前項各号及び次に定めるところに

より算定する。

(1) 制限行為の内容、設置する公園施設の種類、管理する公園施設の種類及び位置又は占有物件の種類の変更をしたときは、変更後の使用許可の内容について新たに算定する。

(2) 前号に規定する変更以外の変更をしたときは、変更後の使用許可の内容のうち変更により追加する部分について新たに算定する。

(使用料の減額又は免除)

第8条 条例第12条第3項の規定により使用料を減額し、又は免除する場合は、次のとおりとする。

(1) 国又は地方公共的団体が主催して制限行為を行う場合は、免除する。

(2) その他市長が特別の理由があると認める場合は、市長が定めるところにより減額し、又は免除する。

2 使用料の減額又は免除を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した使用料減額・免除申請書及び市長が必要と認める書類の正副2部を市長に提出しなければならない。

(1) 申請者の氏名及び住所（法人にあつては、名称、所在地、代表者の氏名及び事業の内容。以下同じ。）

(2) 申請に係る制限行為の内容又は公園施設若しくは占有物件の種類

(3) 減額又は免除の理由

3 市長は、使用料の減額又は免除をするときは、使用料減額・免除申請書の副本に必要な事項を記載して押印した通知書を申請者に交付する。

(使用料の還付)

第9条 条例第12条第4項ただし書の規定により使用料の還付を行う場合及びその額は、次のとおりとする。

(1) 条例第12条第4項第1号に該当する場合 使用許可に基づく行為をすることができない期間に係る使用料の額

(2) 条例第12条第4項第2号に該当する場合（使用者の責めに帰することができない理由により使用許可を取り消した場合に限る。） 使用許可を取り消した期間に係る使用料の額

(3) 条例第12条第4項第3号に該当する場合 市長が定める額

2 年又は月を単位とする使用料の還付を行う場合において、還付の対象となる期間に1月未満の端数があるとき又は還付の対象となる期間が1月未満であるときは、これを切り捨てる。

3 前2項の規定により計算した還付額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

4 使用料の還付を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載して押印した使用料還付申請書を

市長に提出しなければならない。

(1) 申請者の氏名及び住所

(2) 許可を受けた制限行為の内容又は公園施設若しくは占用物件の種類

(保証人)

第10条 条例第14条第1項の保証人は、市内に居住する者でなければならない。

2 市長は、保証人が市内に居住しなくなつたときその他保証人が適当でないとき、その変更を求めることができる。

3 保証人は、市に対し、使用者と連帯して、使用許可に基づく債務及び使用許可に基づく行為によつて生じた債務を弁済する責任を負う。

(保証金)

第11条 条例第14条第1項の保証金の額は、当該使用料の額の3倍に相当する額とする。

2 保証金には、利子を付さない。

(申請書等の様式)

第12条 条例及びこの規則に規定する申請書等の様式は、土木部長が定める。

(委任)

第13条 この規則に定めるもののほか、公園の管理に関し必要な事項は、土木部長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和40年6月5日規則第28号)

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行前に使用許可をした有料施設の使用料については、なお従前の例による。

附 則 (昭和42年6月6日規則第23号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和44年12月25日規則第60号)

この規則は、昭和45年1月1日から施行する。

附 則 (昭和48年6月1日規則第33号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和51年3月31日規則第21号)

(施行期日)

1 この規則は、昭和51年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(適用区分)

- 2 この規則による改正後の規則別表第2から別表第5までの規定は、施行日以後の占用又は使用に係る使用料から適用し、同日前の占用又は使用に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則 (昭和51年5月17日規則第38号)

この規則は、昭和51年6月1日から施行する。

附 則 (昭和54年5月21日規則第20号)

この規則は、昭和54年7月15日から施行する。

附 則 (昭和56年3月31日規則第10号)

(施行期日)

- 1 この規則は、昭和56年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この規則による改正後の吹田市都市公園条例施行規則別表第3の規定は、昭和56年4月1日以後の占用に係る占用料から適用し、同日前の占用に係る占用料については、なお従前の例による。

附 則 (昭和56年4月1日規則第15号)

(施行期日)

- 1 この規則は、昭和56年4月15日から施行する。

(適用区分)

- 2 この規則による改正後の吹田市都市公園条例施行規則別表第5の規定は、昭和56年4月15日以後の申請に係る使用料から適用し、同日前の申請に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則 (昭和57年5月17日規則第24号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和57年12月18日規則第64号)

この規則は、昭和58年3月1日から施行する。

附 則 (昭和58年3月31日規則第17号)

この規則は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則 (昭和59年3月31日規則第11号)

(施行期日)

- 1 この規則は、昭和59年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この規則による改正後の吹田市都市公園条例施行規則別表第5の規定は、昭和59年4月1日以

後の申請に係る使用料から適用し、同日前の申請に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則（昭和60年 6 月10日規則第36号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和61年 3 月31日規則第 9 号）

（施行期日）

- 1 この規則は、昭和61年 4 月 1 日から施行する。

（適用区分）

- 2 この規則による改正後の吹田市都市公園条例施行規則別表第 3 の規定は、昭和61年 4 月 1 日以後の申請に係る使用料から適用し、同日前の申請に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則（昭和61年 3 月31日規則第11号）

この規則は、昭和61年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成元年 1 月 9 日規則第 1 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成元年 1 月20日規則第 4 号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（以下省略）

附 則（平成 3 年 3 月29日規則第16号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成 3 年 4 月 1 日から施行する。

（適用区分）

- 2 この規則による改正後の吹田市都市公園条例施行規則別表第 3 の規定は、平成 3 年 4 月 1 日以後の占用に係る占用料から適用し、同日前の占用に係る占用料については、なお従前の例による。

附 則（平成 5 年 5 月24日規則第29号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成 5 年 6 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正前の規則の様式により作成した用紙は、この規則による改正後の規則の様式により作成した用紙とみなし、平成 6 年 3 月31日まで使用することができる。

附 則（平成10年 3 月31日規則第21号）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成10年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の吹田市都市公園条例施行規則（以下「新規則」という。）別表第3の規定は、平成10年4月1日以後の占用に係る占用料について適用し、同日前の占用に係る占用料については、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際、現に占用の許可を受けている者（次項に規定する者を除く。）の当該占用物件に係る平成10年度以降の各年度の占用料の額は、新規則の規定により算出した当該占用物件について徴収すべき1年当たりの占用料の額が当該年度の前年度の1年当たりの占用料の額に1.1を乗じて得た額（以下「調整占用料額」という。）を超える場合には、新規則の規定にかかわらず、当該調整占用料額とする。
- 4 この規則の施行の際、現に占用の許可を受けている電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第8号に規定する電気事業者、ガス事業法（昭和29年法律第51号）第2条第8項に規定するガス事業者又は電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第12条第1項に規定する第1種電気通信事業者（以下「電気事業者等」という。）が納付すべき平成10年度以降の各年度の占用料の額の合計額は、電気事業者等の当該占用物件に係る占用料の支払業務を行っている事業所ごとに新規則の規定により算出した当該占用物件について徴収すべき占用料の総額（以下単に「占用料の総額」という。）が当該年度の前年度の占用料の総額に1.1を乗じて得た額（以下「調整占用料総額」という。）を超える場合には、新規則の規定にかかわらず、当該調整占用料総額とする。

附 則（平成10年11月6日規則第46号）

この規則は、平成11年1月1日から施行する。ただし、別表第1の改正規定は、同年2月1日から施行する。

附 則（平成12年3月21日規則第5号）

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成17年3月31日規則第17号）

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成18年3月20日規則第9号）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の規則の様式により作成した用紙は、この規則による改正後の規則の様式により作成した用紙とみなし、平成19年3月31日まで使用することができる。

附 則（平成19年3月30日規則第20号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成23年3月25日規則第9号）

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月30日規則第33号）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月31日規則第24号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月23日規則第3号）

この規則は、公布の日から施行する。

別表第1 制限行為の許可に係る使用料（第7条関係）

種別	金額
物品の販売その他これに類する行為をすること。	1平方メートルにつき1日に200円
業として写真を撮影すること。	1箇所につき1日に1,000円
業として映画を撮影すること。	1箇所につき1日に4,000円
競技会、展示会、博覧会、集会その他これらに類する催しをすること。	1平方メートルにつき1日に2円
興行を行うこと。	1平方メートルにつき1日に10円

備考 使用者が会費、入場料その他これらに類するものを徴収する場合の使用料の額は、この表に定める額の2倍に相当する額とする。

別表第2 公園施設の設置又は管理の許可に係る使用料（第7条関係）

種別	金額
公園施設を設ける場合	1平方メートルにつき1年に2,000円（水面にあつては、15円）
公園施設を管理する場合	1平方メートルにつき1年に4,000円

備考 公園施設を設け、又は管理する者を公募により選定した場合の使用料の額は、この表に定める額を下回らない範囲内で、当該者が応募した額とする。

別表第3 占用の許可に係る使用料（第7条関係）

種別		金額
第1種電柱		1本につき1年に2,200円
第2種電柱		1本につき1年に3,400円
第3種電柱		1本につき1年に4,600円
第1種電話柱		1本につき1年に1,980円
第2種電話柱		1本につき1年に3,200円
第3種電話柱		1本につき1年に4,400円
その他の柱類		1本につき1年に150円
共架電線その他上空に設ける線類		1メートルにつき1年に20円
地下電線その他地下に設ける線類		1メートルにつき1年に10円
変圧塔その他これに類するもの		1平方メートルにつき1年に3,000円
郵便差出箱及び信書便差出箱		1個につき1年に1,300円
水道管、下水道管、ガス管その他これらに類するもの	外径10センチメートル未満のもの	1メートルにつき1年に100円
	外径10センチメートル以上15センチメートル未満のもの	1メートルにつき1年に150円
	外径15センチメートル以上20センチメートル未満のもの	1メートルにつき1年に200円
	外径20センチメートル以上40センチメートル未満のもの	1メートルにつき1年に400円
	外径40センチメートル以上1メートル未満のもの	1メートルにつき1年に1,000円
	外径1メートル以上のもの	1メートルにつき1年に2,000円
鉄道、軌道その他これらに類する施設		1平方メートルにつき1年に3,000円
マンホールその他これに類するもの		1平方メートルにつき1年に3,000円
公衆電話所		1個につき1年に3,000円

法第7条第1項第5号に掲げる仮設工作物及び令第12条第2項第9号に掲げる施設	1平方メートルにつき1月に300円
法第7条第1項第6号に掲げる仮設工作物	1平方メートルにつき1月に1,100円
令第12条第2項第7号に掲げる工事用施設及び同項第8号に掲げる工事用材料の置場	1平方メートルにつき1月に1,100円
法第7条第2項に規定する社会福祉施設	1平方メートルにつき1月に300円